

永田クラブ
経済研究会
国土交通記者会 へ貼り出し



平成26年2月18日
内閣府（防災担当）

非常災害現地対策本部の設置について

1. 趣旨

豪雪により大きな被害を受けている山梨県において、被災地方公共団体及び関係省庁が一体となって、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、災害対策基本法第25条第6項の規定に基づき、平成26年（2014年）豪雪非常災害対策本部に、その事務の一部を行う組織として、平成26年（2014年）豪雪非常災害現地対策本部（本部長：亀岡内閣府大臣政務官）を置く。

2. 構成

内閣府、警察庁、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、気象庁、防衛省
全22名

3. 設置場所

山梨県庁

4. 設置日時

2月18日17時00分

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害緊急事態対処担当）付

参事官補佐 須藤

喜多

TEL : 03-3501-5695（直通） FAX : 03-3503-5690